

特定建設作業に係る騒音の規制基準（騒音規制法、熊本県条例）

規制種別 \ 区域	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさの基準	85デシベル	
※ 作業時刻	午後7時から午前7時までの時間内でないこと	午後10時から午前6時までの時間内でないこと
※ 一日の作業時間数	10時間以内	14時間以内
※ 作業する期間	連続して6日以内	
※ 作業日	日曜日、祝日でないこと	

特定建設作業に係る振動の規制基準（振動規制法）

規制種別 \ 区域	第1号区域	第2号区域
振動の大きさの基準	75デシベル	
※ 作業時刻	午後7時から午前7時までの時間内でないこと	午後10時から午前6時までの時間内でないこと
※ 一日の作業時間数	10時間以内	14時間以内
※ 作業する期間	連続して6日以内	
※ 作業日	日曜日、祝日でないこと	